

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第2回環境影響評価審査会
開 催 日 時	平成28年11月26日(土) 10時00分から 10時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第三委員会室
出 席 者	会 長：梅宮委員 副 会 長：東野委員 委 員：石井委員、伊丹委員、笠原委員、佐古委員、松井委員、村田委員、 柳原委員
欠 席 者	今井委員、尾崎委員、日置委員、丸山委員、山本委員
案 件 名	・枚方市環境影響評価制度の見直しについて ・その他 可燃ごみ広域処理施設（枚方京田辺環境施設組合）について
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市環境影響制度の見直しについて 資料2 可燃ごみ広域処理施設（枚方京田辺環境施設組合）について 参考資料1 枚方市環境影響評価条例 参考資料2 京都府環境影響評価条例 参考資料3 京都府の環境影響評価アセスメント制度
決 定 事 項	・枚方市環境影響評価制度の見直しについて、了解を得た。 ・可燃ごみ広域処理施設（枚方京田辺環境施設組合）について、方法書段階 で現地視察会を行うこと。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署（事務局）	環境部 環境指導課

審 議 内 容

1 開 会

会 長：ただいまより、平成28年度第2回枚方市環境影響評価審査会を開催します。それでは、本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

中尾課長：本日の審査会の出席委員は9名で、枚方市附属機関条例の第5条第2項の規定に基づく審査会の開催要件である2分の1以上の委員に御出席をいただいておりますので、開催要件を満たしていることを報告させていただきます。

会 長：本日傍聴者はおられますか。

中尾課長：おられません。

会 長：それでは本日の案件に移らせていただきます。

2 議 題

会 長：まず、「枚方市環境影響評価制度の見直し」について、事務局から報告をお願いします。

戸崎課長代理：「資料1について説明」

会 長：ただいま説明のありました枚方市環境影響評価制度の見直しについて、ご意見はございませんでしょうか。

委 員：（意見無し）

会 長：次に、その他案件の「可燃ごみ広域処理施設（枚方京田辺環境施設組合）」について、事務局から説明をお願いします。

大谷係長：「資料2について説明」

会 長：ただいま説明のありました「可燃ごみ広域処理施設（枚方京田辺環境施設組合）」についてご意見はございませんでしょうか。

委 員：意見照会のフロー図をみると、枚方市から出された意見が大阪府の意見と併せて、京都府の専門委員会に伝えられるということですが、交通を環境影響評価項目として設定していない京都府では交通の審議の場がないように思われますが、枚方市から出された交通についての意見がそのまま通るのか、京都府にはないので検討しなくてもいいとなるのか、そのあたりの取り扱いはどうなるのでしょうか。

大谷係長：本市の意見は大阪府を経由して京都府に伝えられますが、本市の評価項目である交通については、京都府の評価項目にはないため、京都府の専門委員会には諮られません。そのため、事業者伝える京都府知事意見の評価項目のなかには、交通の項目は入ってきません。また、事業者は最終的に京都府知事意見を参考に評価書を作成することになりますが、京都府の評価項目から外れる交通については、京都府の環境影響評価の手続きからは外れる形となるため、本市と事業者が協議し、参考資料として、事業者に作成をお願いする形になります。

委 員：5ページでは、京都府から事業者への意見に対しては事業者からの見解書が返ってくるが、枚方市や大阪府からの意見に対しては事業者からの見解書はないのでしょうか。

大谷係長：5ページのフローにあります京都府から事業者へ伝える意見は、京都府行政の意見ではなく、住民から京都府に提出された意見書をまとめたものになります。そして、この住民意見について、事業者が回答したものが見解書という図書になります。なお、枚方市、大阪府からの意見のうち、京都府と重なる環境影響評価項目については、京都府の知事意見のなかに反映される形になりますが、この知事意見についての事業者の回答は見解書という図書ではなく、それぞれ次の段階の図書、つまり、配慮書なら方法書、方法書なら準備書、準備書なら評価書に反映される形になります。しかし、知事意見に入っていない評価項目については、京都府の環境影響評価条例から外れるため、本市と事業者が協議していく形になります。

会 長：それでは、今後、京都府の環境影響評価条例の手續が進んでいく中で、大阪府を經由して枚方市へ意見照会があった後、本審査会で審議していただくことになると思いますので、よろしくお願いたします。また、本案件につきまして審議する上で現地視察が必要であると思いますので、事務局をお願いしておきたいと思いますが、事務局よろしいでしょうか。

中尾課長：現地視察につきましては、本市環境影響評価条例対象事業のときの場合と同様に方法書段階で行わせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

3 閉 会

会 長：そのほか報告事項等がありますか。

中尾課長：特にありません。

会 長：これをもちまして、第2回枚方市環境影響評価審査会を閉会します。